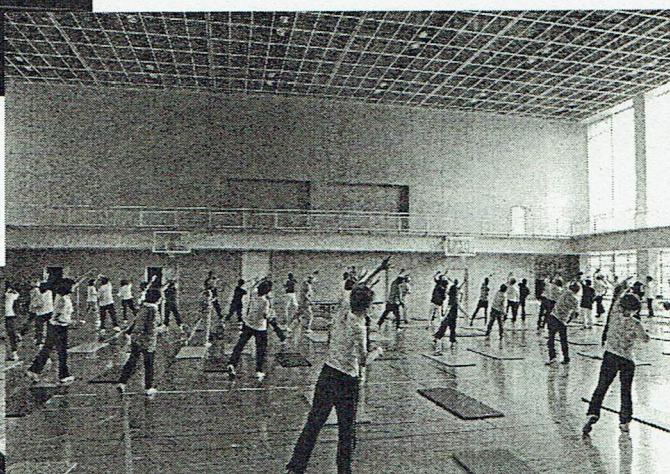
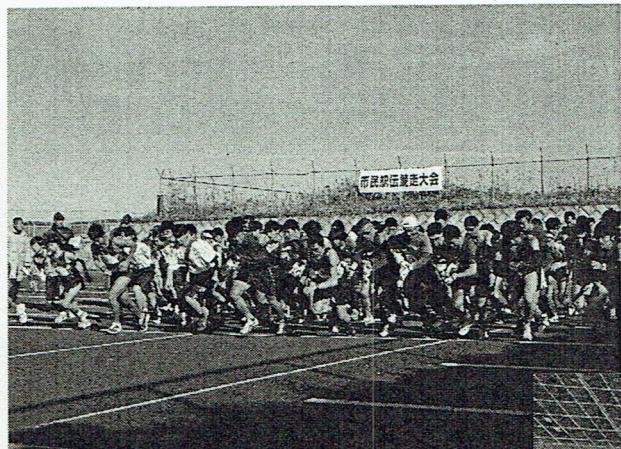


(案)

# 横須賀市スポーツ推進計画

2018 年度～2025 年度



横須賀市

## 目 次

序章	1
第1章 計画の位置付け	2
第2章 策定にあたって	3
1 目 的	
2 背 景	
3 計画の期間	
4 計画の対象範囲	
第3章 スポーツを取り巻く現状と課題	4
1 スポーツの経済効果	
2 少子高齢化の進行	
3 子どもの体力低下	
4 生活習慣病の増加	
5 健康寿命の延伸	
第4章 スポーツ推進施策	12
1 目 標	
2 目標達成に向けた施策	
第5章 目標指標および進捗管理	20
用語の解説	26

## 横須賀市スポーツ推進計画

### 序章

スポーツは世界共通の人類の文化であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっているとスポーツ基本法(平成23年法律第78号)にも謳われているとおり、我々が幸福で豊かな生活を営む上で欠くことのできないものです。

また、スポーツを通じて世界各国とつながり、国際的な相互理解や平和にも寄与するものとして国際社会でもその重要性が認められています。

本市においても、音楽・スポーツ・エンターテイメント都市として、スポーツ、エンターテイメントの力を使い人々を元気にするといった構想を掲げています。スポーツには、努力をする気持ちを養い、チームワークを身に付けさせ、達成感を味わったり、悔しさをバネに更なる努力に向かわせるという力があります。

さらにスポーツは、現在疲弊している地方経済の再生に重要な役割をもつものであります。スポーツは地方経済を発展させ、市民の豊かで幸福な生活を実現させることにも十分に寄与する可能性も持っています。

このようなスポーツの重要性にかんがみ、市民一人ひとりが充実した生活を送れることはもとより、スポーツを通じて本市の発展を目指してまいります。

## 第1章 計画の位置付け

スポーツは社会の活力を生み出し、国民経済の発展に広く寄与すると「スポーツ基本法」にも謳われています。

国ではスポーツ庁が設立され、複数の省庁にまたがるスポーツ関連の行政機構を一本化し、スポーツ行政を総合的に推進することとなり、平成23年（2011年）8月に「スポーツ基本法」が施行され、翌年3月には今後の国のスポーツ政策の具体的な方向性を示すものとして「スポーツ基本計画」が策定されました。

さらに、平成31年（2019年）にはラグビーワールドカップ2019™、平成32年（2020年）には東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会、平成33年（2021年）には全国健康福祉祭（ねんりんピック）などの本県開催（本市会場）が決まり、スポーツへの関心がこれからも高まり、健康で文化的な生活の実現や、それに伴う経済効果も期待されています。

本市では、横須賀市教育委員会が、横須賀市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画として、平成23年（2011年）2月に『横須賀市教育振興基本計画』を策定しました。平成29年（2017年）4月に機構改革が行われ、教育振興基本計画のスポーツ編（＝スポーツ振興基本計画）の学校体育以外の部分が、教育委員会から市長部局に移管されました。これを機に、教育委員会で行っていたスポーツ振興基本計画の施策に限らず、「スポーツ基本法」に謳われているスポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、市民にとっての心身の健全な発達、明るく豊かな市民生活の形成、活力ある社会の実現を目指して、新たな計画として、横須賀市スポーツ推進計画（以下、「推進計画」という。）を策定します。

スポーツ基本法（抜粋）

第二章 スポーツ基本計画等

（地方スポーツ推進計画）

第十条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十四条の二第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、スポーツ基本計画を参照して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

## 第2章 策定にあたって

### 1 目的

平成24年（2012年）3月に策定された現行のスポーツ基本計画が平成29年（2017年）3月に「第2期計画」として改定されることを受けて、スポーツ推進施策に関して、国、県及び関係スポーツ団体と連携を図りながら、スポーツイベントにとらわれず、計画的かつ行政組織の横断的な施策を進める目的で新たに横須賀市全体としての横須賀市スポーツ推進計画を策定します。

### 2 背景

平成29年（2017年）度の本市機構改革によりスポーツに関する事務（学校における体育に関する除く）を市長部局に移管したことにより、生涯現役社会の実現や健康増進、本市の地域資源（海など）を生かした観光なども含んだ全庁横断的な計画として策定することとしました。

### 3 計画の期間

スポーツ推進計画は、計画期間を平成30年度（2018年度）から平成37年度（2025年度）の8年間とし、横須賀市基本計画及び「（仮称）横須賀再興プラン（実施計画平成30年度（2018年度）から平成33年度（2021年度））」と横須賀市教育振興基本計画（平成23年度（2011年度）から平成33年度2021年度）の次期計画策定に合わせて4年後の平成34年（2022年）に見直すこととします。

### 4 計画の対象範囲

スポーツ推進計画はスポーツ基本法の趣旨にのっとり、スポーツに関する施策に関して、全ての部局間を横断的に各部局で所管するスポーツ関連の施策、事業を網羅し、かつスポーツイベントにとらわれずに連携して推進していきます。また、競技力向上に限って考える競技スポーツのみならず、障害の有無や、年齢に関わらず、スポーツに触れ合い、参加したり、観戦したり、応援したりすることや、初心者から上級者まで健康増進のために行われるレクリエーション活動も含めた生涯スポーツを推進していきます。

そして、地域の活力を生み出し、地域経済の発展にもつながるスポーツの影響力にも着目し、大規模な大会等の誘致などによるスポーツツーリズムにも取り組んでいきます。

### 第3章 スポーツを取り巻く現状と課題

#### 1 スポーツの経済効果

スポーツ基本法の前文において、「スポーツは、我が国社会に活力を生み出し、国民経済の発展に広く寄与するものである」と明記され、スポーツが経済の発展及び効果に密接な関係があることを謳っています。

一般的にスポーツ大会が開催されるにあたっては、その大会に関わる予算が執行され、開催されれば、観戦者などにより、地元の飲食、宿泊、お土産品の購入に至るまで消費が望まれます。これが大規模な大会となるとその経済効果は計り知れず、大会実施に伴う経済効果等もしばしば報道されているとおりです。

また、スポーツには市民マラソンなどの一般市民が気軽に参加できるものや、マリンスポーツやトレッキングなど各地域の特性にあわせたスポーツなどもあり、スポーツを「みる」「する」ための旅行者の観光などによるいわゆるスポーツツーリズムの視点からもスポーツの持つ経済効果は高いものがあります。

これらに伴い、近年、各地域において、スポーツコミッションが立ち上げられ、地方公共団体とスポーツ団体、観光産業などの民間企業が一体となって地域資源を組み合わせ活用することにより、まちづくりや地域の活性化につなげる活動も盛んになってきています。

#### 2 少子高齢化の進行

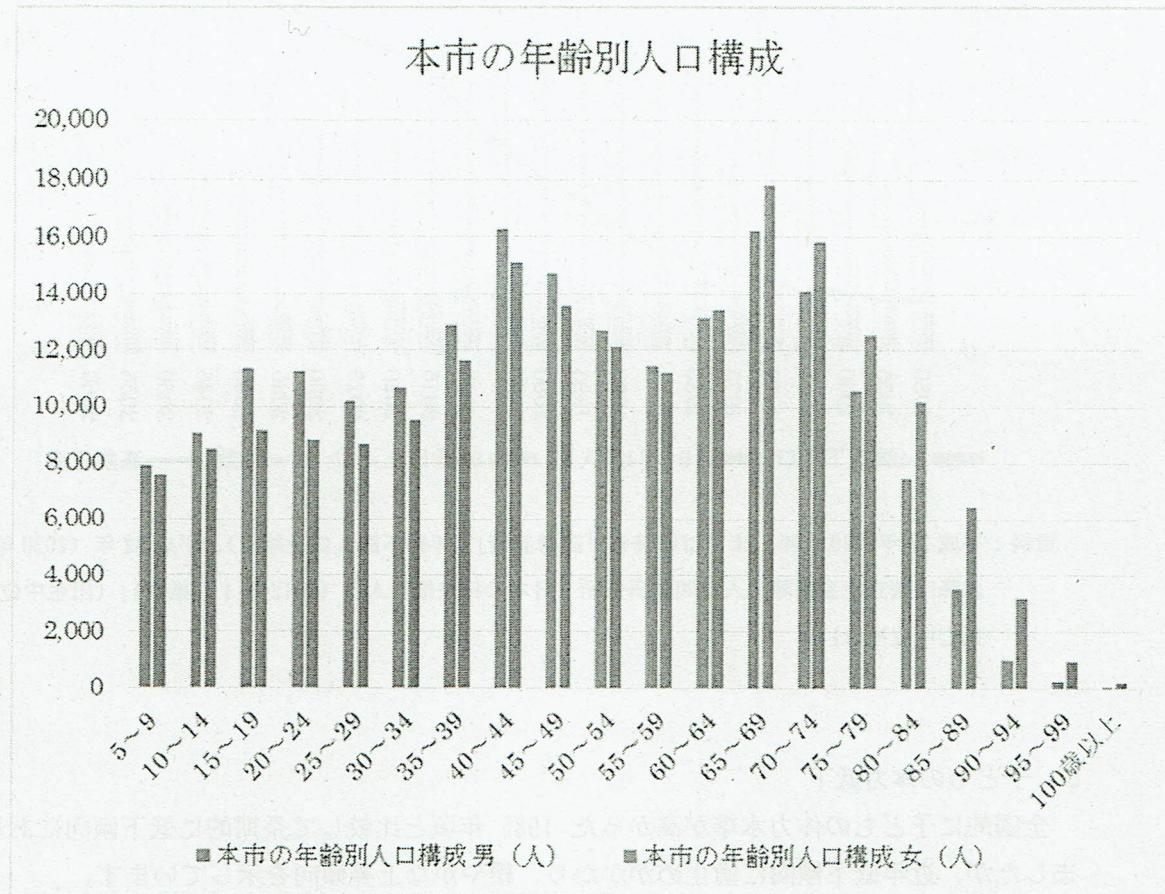
我が国の総人口は平成27年（2015年）10月1日現在、1億2,711万人で、65歳以上の高齢者人口は3,392万人で、男女別にみると、男性は1,466万人、女性は1,926万人で、性比（女性人口100人に対する男性人口）は76.1%となります。

総人口に占める65歳以上人口の割合（高齢化率）は26.7%に達しており、「65～74歳人口」（前期高齢者）は1,752万人、総人口に占める割合は13.8%、「75歳以上人口」（後期高齢者）は1,641万人、総人口に占める割合は12.9%となっています。

高齢者人口は、いわゆる「団塊の世代」（昭和22年（1947年）から昭和24年（1949年）に生まれた人）が65歳以上となる平成27年（2015年）には3,392万人となり、その後も増加して、平成54年（2042年）に3,878万人でピークを迎え、平成72年（2060年）には高齢化率は39.9%に達し、2.5人に1人が65歳以上で、75歳以上人口が総人口の26.9%となり4人に1人が75歳以上になると推測されています。また、現役世代1.3人で1人の高齢者を支える社会の到来とも推測されています。

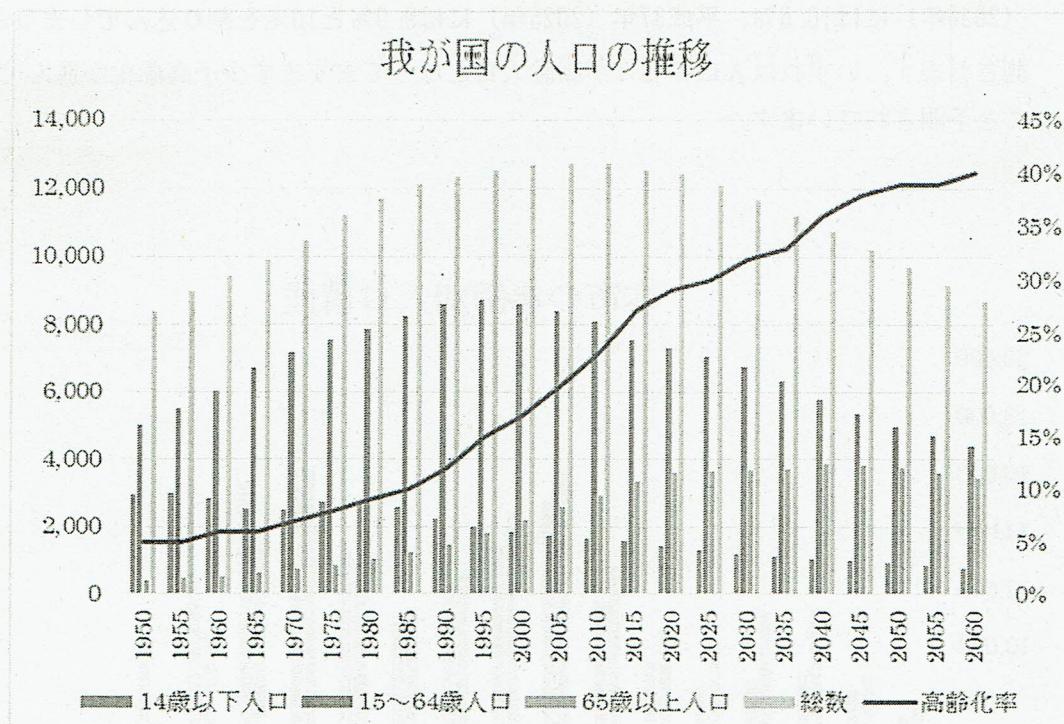
本市においても総人口に占める高齢者人口（65歳以上）は2015年に既に29.5%に達しており2020年には31.4%と30%を超える見込みとなり、それに対して、10歳から14歳までの人口の総人口に占める割合は、平成27年（2015年）11.6%であり、平成32年

(2020年)には10.6%、平成37年(2025年)には9.9%と10%を割り込んでしまうと予測されます。いずれは人口の40%が高齢人口となってますます少子高齢化が進んでいくと予測されています。



資料：本市の平成27年(2015年)国勢調査結果報告





### 3 子どもの体力低下

全国的に子どもの体力水準が高かった 1985 年頃と比較して長期的に低下傾向にありましたが、近年低下傾向に歯止めがかかり、緩やかな上昇傾向を示しています。

スポーツ庁が行っている「体力・運動能力調査」では、子どもの体力や運動能力は 30 年前の子どもを下回り、逆に身長、体重などは親の世代を上回っています。これは子どもの「メタボリックシンドローム」や「ロコモティブシンドローム」など、生活習慣病に通じることでも社会問題化しています。

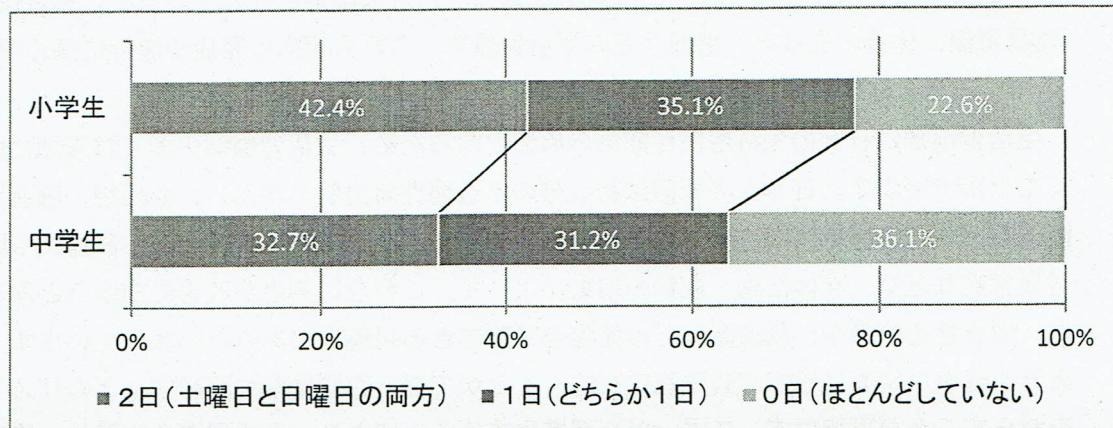
また、運動嫌いやスポーツが苦手な子どもたちが増加した背景には、自由にスポーツに触れ合える空間が少なくなったり、少子化が進みスポーツや外遊びをする機会が減つたりしたことや、コンピュータゲーム等の浸透などにより室内遊びをすることが多くなったりした状況などが考えられます。

一方、近年では運動のできる子どもとそうでない子どもの二極化も進み、どのように運動をするのか、運動の楽しさとは何かなどを知らない子ども達も存在しています。

子どもの体力向上を進めていくために、子ども達にさまざまな運動やスポーツの仕方を知らせて、運動の楽しさをいかに気づかせるかが重要な課題となっています。

小・中学生に対して「土曜日と日曜日にスポーツや運動をどれくらいしていますか。」  
の問

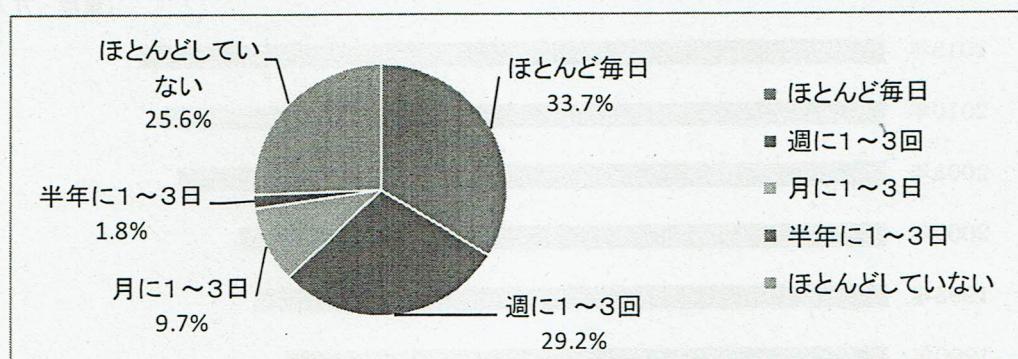
小回答数=465 中回答数=404



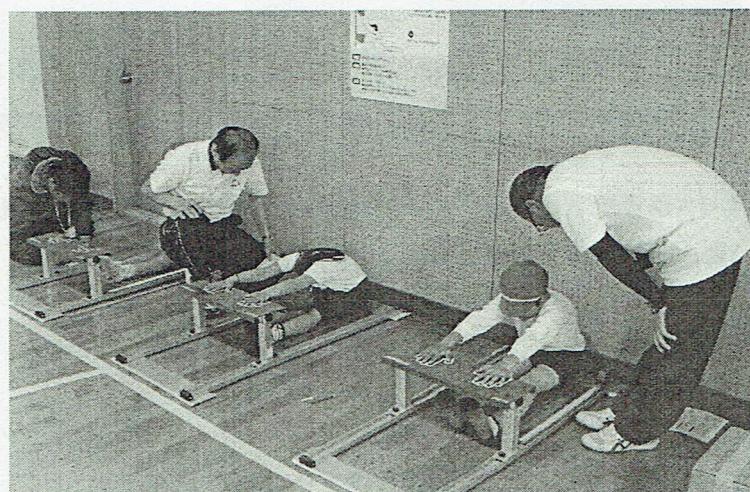
資料：横須賀市教育アンケート（スポーツ編）平成29年（2017年）3月

高校生に対する「スポーツや運動をしていますか。」の問

回答数=442



資料：横須賀市教育アンケート（スポーツ編）平成29年（2017年）3月



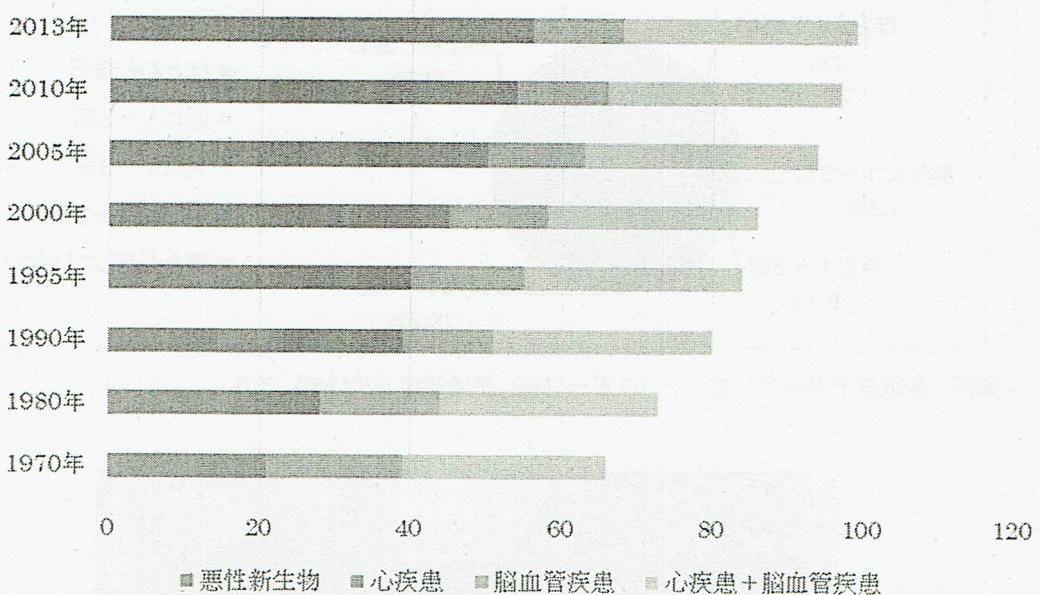
#### 4 生活習慣病の増加

厚生労働省によると、生活習慣病とは生活習慣が原因で起こる疾患の総称で、糖尿病・脂質異常症・高血圧・高尿酸血症など、重篤な疾患の要因ともなり、今や健康長寿の最大の阻害要因となるだけでなく、国民医療費にも大きな影響を与えています。食習慣、運動習慣、休養の取り方、嗜好などの生活習慣も、これら疾病の発症や進行に深く関わっていることが明らかになっています。

生活習慣病は日常の生活習慣が病気の原因となるため、生活習慣病の多くは未然に防ぐことができます。日本人の死因は約3分の2を悪性新生物（がん）、心疾患、脳血管障害などの生活習慣病が占めているとの厚生労働省の調査結果もあります。高血圧や脂質異常症などは、身体活動・運動の増加によって、これらの疾患が改善に向かうと同時に、虚血性心疾患や、脳梗塞などの発症を予防できる可能性があるといわれています。血管を健康な状態に保てば動脈硬化を防ぐことができ、心筋梗塞や脳卒中などのリスクを減らすことが可能です。スポーツを習慣化することにより、生活習慣を改善し、健康で活力のある生活を送ることにつながります。

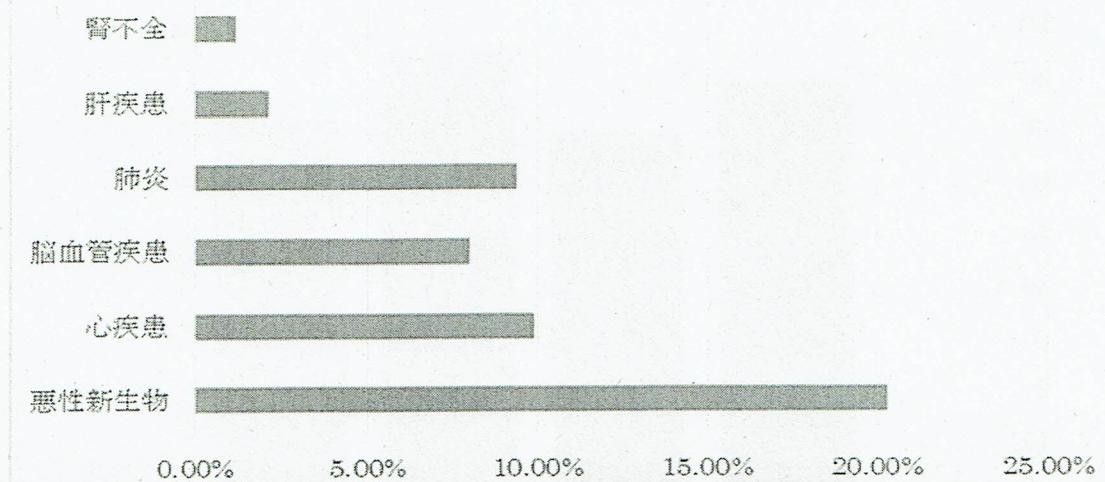
主な死因別にみた死亡者数の推移

(単位：万人)



資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」(平成25年(2013年)は概数)より厚生労働省  
政策統括官付政策評価官室作成 (注) 心疾患は高血圧性を除く。

## 本市の主要死因（主なもの）の死亡率



※平成 20～24 年の「主要死因毎の死者数」を「死者数全体」で除して算出

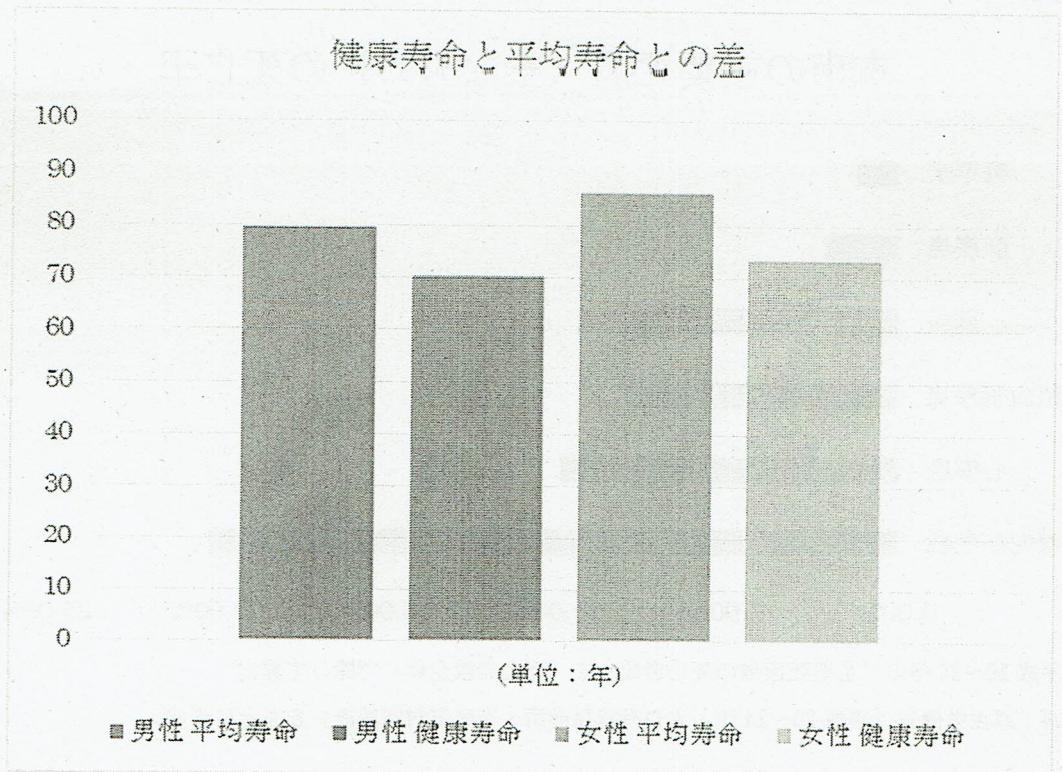
資料：厚生労働省「平成 20～24 年 人口動態保健所・市区町村別統計」をもとに作成

### 5 健康寿命の延伸

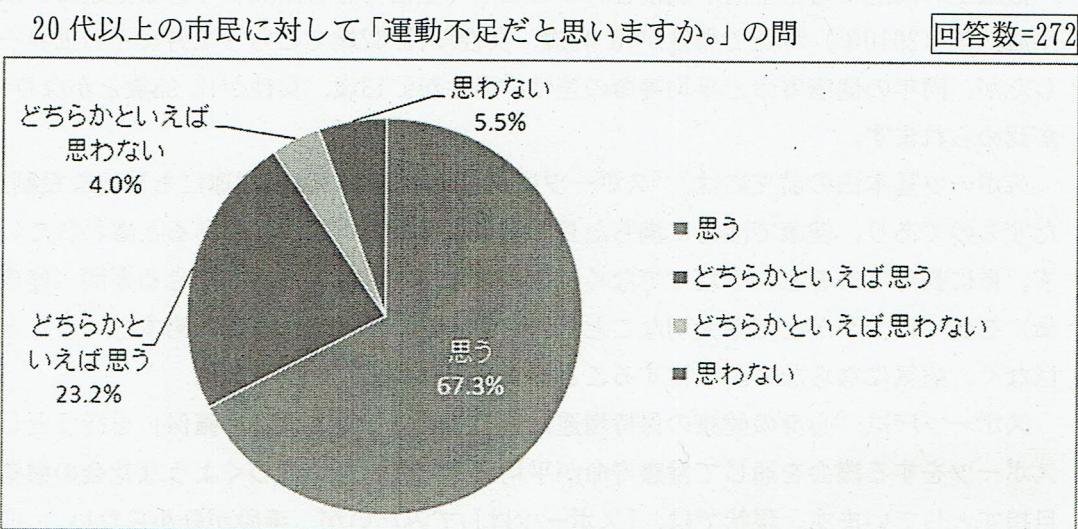
我が国の平均寿命はほぼ一貫して延伸し続け、平成27年（2015年）の男性の平均寿命は80.75歳、女性の平均寿命は86.99歳であり、世界有数の長寿国となっています。また、「健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間」である健康寿命は、平成22年（2010年）時点で男性が70.42歳、女性が73.62歳でこちらは男女とも世界一でしたが、同年の健康寿命と平均寿命の差は、男性が9.13歳、女性が12.68歳とかなりの差が認められます。

スポーツ基本法の前文には、「スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠」であると謳われています。単に長寿であるだけでなく、いかに健康で過ごすことのできる期間（健康寿命）を長く保つかがとても大切なことだといえます。病気になつたら治すということではなく、病気にならないようにすることが大事となります。

スポーツ庁は「心身の健康の保持増進に資するスポーツの機会の確保」を行うとしてスポーツをする機会を通じて健康寿命が平均寿命に限りなく近づくような社会の構築を目指すとしています。現状では、「スポーツはしてみたいが、手段が分からない。」「手近なところでスポーツを楽しみたい。」「スポーツの入り口は、個人でも気軽にできるものが良い。」などのアンケート意見が多く、いつでもどこでもスポーツに親しむ環境を整備することにより、健康増進を推進し、健康寿命が平均寿命に限りなく近づくような社会の構築を目指すことが重要となっています。



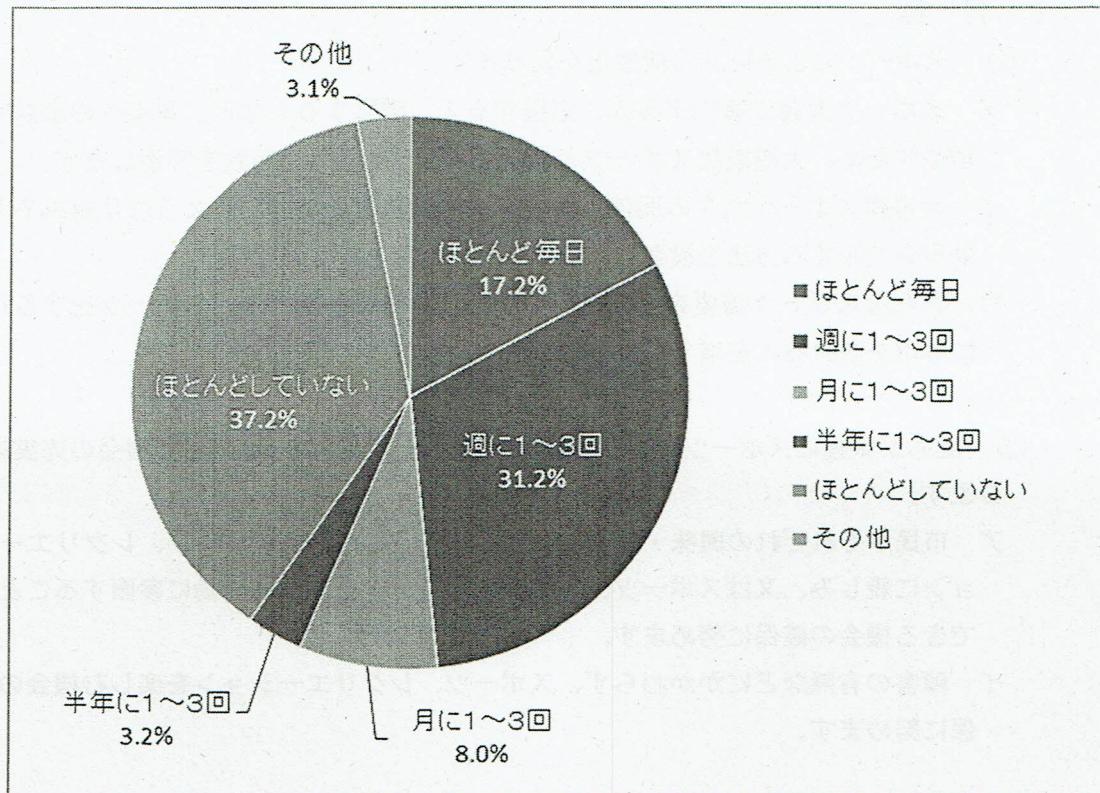
資料：平均寿命（平成22年（2010年））は、厚生労働省大臣官房統計情報部「完全生命表」  
健康寿命（平成22年（2010年））は、厚生労働科学研究費補助金「健康寿命における将来予測  
と生活習慣病対策の費用対効果に関する研究」



資料：横須賀市教育アンケート（スポーツ編）平成29年（2017年）3月

「現在（普段）、スポーツや運動（ウォーキング・軽い体操などレクリエーション的なものも含みます）をしていますか。」の問

回答数=709



資料：横須賀市教育アンケート（スポーツ編）平成29年（2017年）3月



## 第4章 スポーツ推進施策

### 1 目 標

- (1) スポーツによる地域の活性化を図ります。
- ア スポーツ大会に参加する人、応援する人、観戦する人など、本市への来訪者を増やすため、大規模なスポーツ大会やスポーツ施設等の誘致を推進します。
- イ 大規模スポーツ大会の開催等が、地域の活性化に結びつくような仕組みやその効果を検証する方法を検討し、実施します。
- ウ 新たなスポーツ需要を掘り起こして、場や機会を提供し、スポーツをするために本市を訪れる人を増やします。
- (2) 誰もが気軽にスポーツ、レクリエーションを楽しむことができる機会の充実を図ります。
- ア 市民がそれぞれの興味・関心などに応じて、日常的にスポーツ、レクリエーションに親しみ、又はスポーツ、レクリエーションを支える活動に参画することのできる機会の確保に努めます。
- イ 障害の有無などにかかわらず、スポーツ、レクリエーションを楽しむ機会の確保に努めます。
- (3) 競技者の活動を支援とともにスポーツ愛好家の裾野を拡大します。
- ア スポーツに対する市民の関心と理解を深め、スポーツへの市民の参加・支援を促進するよう努めます。
- イ 本市をホームタウンとする横浜DeNAベイスターズ、横浜F・マリノスなどトップレベルのプロスポーツチームとの連携強化を図り、スポーツへの関心を高めます。
- ウ 60歳以上の人を中心あらゆる世代が楽しみ、交流を深めることができる健康・スポーツ・文化の祭典である第34回（平成33年度）全国健康福祉祭（ねんりんピック）の神奈川県開催に向けて県や県内他市町村と協力し、大会の成功に向けて取り組みを進めます。
- (4) 国際競技大会等で活躍する横須賀育ちの代表選手の輩出を目指します。
- ア 国際競技大会や全国大会に出場する代表選手に対し、奨励金の交付や壮行会の実施を通して、選手の負担軽減や代表選手の意識の高揚を図ります。
- イ 国際競技大会や全国大会に出場する選手や長年スポーツ振興に功績のあった方に対し、その功績をたたえるスポーツ関連の表彰を実施します。
- ウ 市民がオリンピック・パラリンピックへの理解を深め、多くの人が東京2020オ